

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

西予市建設部上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

- 「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。
 - 指定の有効期限が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります（下記参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10(1998).4.1 ~ H11(1999).3.31	R2(2020).9.29までの1年間
H11(1999).4.1 ~ H15(2003).3.31	R3(2021).9.29までの2年間
H15(2003).4.1 ~ H19(2007).3.31	R4(2022).9.29までの3年間
H19(2007).4.1 ~ H25(2013).3.31	R5(2023).9.29までの4年間
H25(2013).4.1 ~ R 1(2019).9.30	R6(2024).9.29までの5年間

更新時期が近づきましたら、対象の指定給水装置工事事業者様宛にダイレクトメールにて通知します。
なお、郵送の不着や未更新の方への再通知はいたしませんので、ご注意ください。

- 更新の要件は新規指定と同様となります。
 - ①給水装置主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 指定更新申請時に次の4項目の確認を行います。
 - ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
 - ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
 - ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
 - ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
※事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ◎④項目の確認資料は...
- ・講習会の受講終了証等
 - ・外部研修の受講実績履歴等
※自社内研修は証明不要
 - ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

- 更新申請に必要な書類
 - ・様式第1、第2及び第3
 - ・機械器具調書(写真)
 - ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人)又は住民票記載事項証明書(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証)の写し
※厚生労働省令第18条に準拠
 - ・事業所又は営業所の位置図及び外観・事務所内の写真
 - ・従業員名簿及び雇用関係を証する書類
 - ・西予市指定給水装置工事事業者証(原本)

- 指定更新手数料
 - ・1件につき、10,000円(非課税)

◇更新申請についてのお問い合わせは
愛媛県 西予市役所 建設部
上下水道課 水道工務係
☎0894-62-6411(直通)